

令和5年3月24日

各市立小・中学校保護者 様

行田市教育委員会

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方について

早春の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本市教育行政に御理解と御支援をいただき心より感謝申し上げます。

さて、文部科学省並びに埼玉県教育委員会より、新学期以降の学校におけるマスクの着用の考えの見直し等について通知がありました。

つきましては、令和5年度からの本市教育活動において、下記のとおり対応してまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 学校教育活動に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とします。その際、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないよう指導いたします。また、児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導してまいります。
- 2 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動^{※1}」の実施に当たっては、活動場面に応じて、一定の感染症対策を講じる場合があります。なお、部活動等においても同様とします。
- 3 入学式等の儀式的行事において、マスクの着用を求めないことを基本としますが、国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、「呼びかけ」を実施する際には、適切な距離を確保するなどの感染対策を行い実施する場合があります。

※1 「感染のリスクが比較的高い学習活動」

【各教科等共通】 「児童生徒が対面形式となるグループワーク」 「一斉に大きな声で話す活動」

【理科】 「児童生徒がグループで行う実験や観察」

【音楽】 「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

【図画工作、美術、工芸】 「児童生徒が行う共同作業等の表現や鑑賞の活動」

【家庭、技術・家庭】 「児童生徒がグループで行う調理実習」

【体育、保健体育】 「組み合ったり接触したりする運動」